別表十八の表及び別表十八の二の表中

法人名

を

法人名
法人番号

に改める。

別表十九の表中

（ふりがな） 法人名

を

（ふりがな） 法人名
法人番号

に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表十六㈠の表の改正規定及び附則第七項の規定　平成二十七年十月一日

二　別表一㈠の表の改正規定（「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額　㈣」の欄に係る部分に限る。）、別表一㈢の表の改正規定（「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額　㈣」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈠の表の改正規定（「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額　㈣」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈢の表の改正規定（「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額　㈣」の欄に係る部分に限る。）、別表六㈠の表の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六㈤の表の改正規定（「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額　㉑」の欄に係る部分に限る。）、別表六の二㈠の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表十八の表及び別表十八の二の表の改正規定並びに別表十九の表の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定　平成二十八年一月一日

三　別表六㈠七の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六の二㈠四の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六の二㈠五を別表六の二㈠六とし、同表の前に三表を加える改正規定（別表六の二㈠五を別表六の二㈠六とする部分を除く。）及び別表十三㈤の改正規定（同表の記載要領第一号に係る部分を除く。）並びに附則第六項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日の前日までの間における改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の十四（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定の適用については、同条中「別表十二㈦、別表十二㈨」とあるのは、「別表十二㈦」とする。

3　別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表一㈠（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表一㈢（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表一㈢（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈠（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈢（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈢（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）、別表十八及び別表十八の二の書式は、法人の平成二十八年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人の連結親法人事業年度の連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5　新規則別表六㈠、別表六㈠付表、別表六の二㈠及び別表六の二㈠付表の書式は、法人の平成二十八年一月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。